

独立行政法人国立青少年教育振興機構における研究活動の評価に関する規程

平成27年4月1日

独立行政法人国立青少年教育振興機構規程第7-4号

(趣旨)

第1条 独立行政法人国立青少年教育振興機構（以下「機構」という。）において、研究員等が行う研究活動の評価については、関係法令通知等に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 「研究員」とは、機構に所属する又は機構の名を冠した肩書きを使用して研究活動を行うすべての者（常勤、非常勤等の身分及び客員研究員等の呼称を問わない。）をいう。
- 二 「研究センター長」とは、青少年教育研究センター長をいう。

(研究計画書の提出)

第3条 研究員は、研究活動を開始するとき、研究計画書を作成し、研究センター長に提出する。

(事前評価及び予算配分)

第4条 研究センター長は、研究計画書を受領したとき、その内容についての事前評価を付し、必要な指導助言を与えるとともに、事前評価に基づいて必要な予算を配分する。

(研究報告書の提出)

第5条 研究員は、研究活動が終了したとき、すみやかに研究センター長に研究報告書を提出する。

(事後評価)

第6条 研究センター長は、研究報告書を受領したとき、事後評価を付し、必要な指導助言を行う。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。